

○参考2 各種資格取得について

1 「社会教育主事補」任用資格取得について

(1) 社会教育主事の職務

社会教育主事は、社会教育法の規程により、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育行政の企画や関係者に専門的技術的な助言と指導を行う専門職員です。

(2) 社会教育主事の資格

大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得し、1年以上社会教育主事補の職にあれば、社会教育主事となる資格を有します。

(3) 「社会教育主事補」任用資格取得に要する講義題目

下記の表により合計24単位を修得してください。①②③については、それぞれ2科目以上4単位修得してください。

文部科学省令 指 定 科 目	単 位 数	左の科目に該当する本学部の講義題目	
①生涯学習概論	4単位	生涯学習社会論，教育の制度と社会	
②社会教育計画	4単位	生涯教育計画論，教育法制論	
③社会教育演習 ・実習・課題 研究	4単位	社会教育学演習，フレンドシップ学習の理論と実際，博物館実習， 野外活動の理論と実際A（山の体験学習）， 野外活動の理論と実際B（海の体験学習）	
④社会教育特講 (I II IIIに またがって)	12単位 (I II IIIに またがって)	社会教育特講 I (現代社会と 社会教育)	教育学概説，教育社会学，体育社会学， 家族援助論，発達心理学B，国際理解教育概説
		社会教育特講 II (社会教育活動 ・事業・施設)	博物館学 I，視聴覚教育メディア論，学習指導論， 教育相談論 A，社会調査，体育経営管理学， 教育経営学，読書と人間形成，情報メディアの活用
		社会教育特講 III (その他必要な 科目)	現代の家族，青少年と情報社会，美術鑑賞， 人権・同和教育，社会福祉，教育の哲学と歴史， 教育臨床心理学
合 計	24単位		

2 (財) 日本体育協会公認「スポーツリーダー」資格取得に要する講義題目について

下記科目14単位を修得してください。

- 体育心理学 ○体育社会学 ○体育経営管理学 ○体力トレーニングの理論と実際
○スポーツ医学 ○救急処置 ○生理学(運動生理学を含む)

3 「学芸員」任用資格取得について

(1) 学芸員の職務

学芸員は、博物館法に基づく博物館及び博物館相当施設において、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項を担当する職務です。

(2) 学芸員の資格

学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得することによって、学芸員となる資格を有することになります。

(3) 任用資格取得に要する講義科目について

学芸員となる資格を有するためには、下記に記載する7科目15単位を修得してください。

博物館法施行規則に定める科目	単位	教育学部開講の講義科目	単位
生涯学習概論	1単位	生涯学習社会論	2単位
博物館概論	2単位	博物館学Ⅰ	2単位
博物館資料論	2単位	博物館学Ⅱ	2単位
博物館経営論	1単位	博物館学Ⅲ	2単位
博物館情報論	1単位		
博物館実習	3単位	博物館実習	3単位
視聴覚教育メディア論	1単位	視聴覚教育メディア論	2単位
教育学概論	1単位	教育学概説	2単位

4 「学校図書館司書教諭」資格取得について

(1) 学校図書館司書教諭について

学校図書館法第5条第3項の規程に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の資格を取得させ、児童生徒の図書館利用能力を育成するために設けたものです。

(2) 学校図書館司書教諭資格取得に要する科目について

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、下記に記載する5科目10単位を修得してください。

省令科目	単位	教育学部開講の講義科目	単位
学校経営と学校図書館	2単位	学校経営と学校図書館	2単位
学校図書館メディアの構成	2単位	学校図書館メディアの構成	2単位
学習指導と学校図書館	2単位	学習指導と学校図書館	2単位
読書と豊かな人間性	2単位	読書と人間形成	2単位
情報メディアの活用	2単位	情報メディアの活用	2単位

(3) 履修について

- ① 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、若しくは特別支援学校の教諭の免許状を取得見込みの者
- ② 履修は、教育学部の4年次とします。

(4) 資格取得までの流れ

- 4年次の2月 ○申請書類提出
- 卒業後10月頃 ○「学校図書館司書教諭講習修了者名簿」に登録されます。
(実際に講習に参加する必要はありません)
- 卒業後1年目の3月末 ○各申請者に修了証書を送付予定（この時点で資格取得になります。）
～4月初め頃